

2013年4月2日 全9頁

# バーゼルⅢへの対応状況(2012年6月末時点)

## モニタリング結果の公表(第3回) : 内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2013年3月19日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「2012年6月30日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で210である。その内訳は、グループ1(Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関))が101、グループ2(その他すべての銀行(金融機関))が109である。
- 普通株式等Tier1(GET1)比率に関しては、グループ1の97%が最低所要水準(4.5%)を、84%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている。同じくグループ2では、96%が最低所要水準(4.5%)を、83%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている。
- グループ1およびグループ2の銀行(金融機関)におけるリスク・アセット(自己資本比率計算における分母)は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ(現行規制ベースと比して)16.1%、8.4%の増加がみられている。グループ1における最大の変動要因は信用評価調整(CVA)の導入であり、リスク・アセットを5.5%増加させるという結果が出ている。
- 全体として、前回のモニタリング結果(2011年12月31日時点)からの改善が見られており、とりわけGET1の資本不足額は大幅に減少している。具体的には、グループ1の銀行(金融機関)において、最低所要水準(4.5%)に対する資本不足額、そして最低所要水準および資本保全バッファの合計(7.0%)に対する資本不足額が、それぞれ前回から68.7%、45.8%も減少している。
- 今回のモニタリング結果から、銀行(金融機関)は、主として現状のペースで内部留保を積立てていくことにより、2019年の完全実施までに、GET1比率7.0%、ひいては総自己資本比率10.5%に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

## [目次]

■ <u>1. はじめに</u> .....	2
■ <u>2. モニタリング対象</u> .....	2
■ <u>3. 規制資本へのインパクト</u> .....	3
■ <u>4. リスク・アセットの変動要因</u> .....	6
■ <u>5. レバレッジ比率</u> .....	7
■ <u>6. 流動性規制</u> .....	7
■ <u>7. おわりに</u> .....	8

## 1. はじめに

2013年3月19日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「2012年6月30日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表している<sup>1</sup>。

このモニタリングは、12月末および6月末（わが国の場合は9月末および3月末）を基準日として、半年ごとに継続されることになっている。今回は、2回目である「2011年12月31日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」（2012年9月20日公表）<sup>2</sup>に続き、3回目のモニタリングの結果の公表となる。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介したい。

なお、今回のモニタリングでは、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する資本サーチャージ<sup>3</sup>が考慮されている。もともと、バーゼルⅢに係る段階適用の経過措置、グランドファザリング、そして中央清算機関（CCP）向けエクスポージャーに対する資本賦課<sup>4</sup>は考慮されていない点に留意されたい。

## 2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で210である。

その内訳は、グループ1（Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））

<sup>1</sup> BCBSウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p130319.htm>)

<sup>2</sup> 2回目のモニタリングの結果の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢへの対応状況（2011年末時点）」（鈴木利光）[2012年10月18日]  
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12101801financial.html>)

<sup>3</sup> G-SIBsに対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]  
また、（2011年末のデータに基づく）暫定G-SIBs28行とそれらに対する資本サーチャージ（1.0%～2.5%）については、以下の金融安定理事会（FSB）ウェブサイト参照されたい。  
([http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_121031ac.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_121031ac.pdf))

<sup>4</sup> CCP向けエクスポージャーに対する資本賦課の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「CCP向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012年12月19日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219\\_006609.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html))

が 101、グループ 2（その他すべての銀行（金融機関））が 109 である。

210 の銀行（金融機関）を帰属する管轄でカテゴリ化した場合、図表 1 のようになる。

図表 1 モニタリング対象（規模および管轄別）

管轄	グループ 1	グループ 2
アルゼンチン	0	2
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	8	25
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	13	4
韓国	5	3
ルクセンブルク	0	1
メキシコ	0	7
オランダ	3	16
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3
スペイン	2	3
スウェーデン	4	0
スイス	2	4
トルコ	6	0
英国	5	5
米国	13	0
計	101	109

（出所）BCBS 資料

### 3. 規制資本へのインパクト

#### （1）資本水準

グループ 1 およびグループ 2 の銀行（金融機関）における、普通株式等 Tier1（CET1）比率、Tier1 比率、そして総自己資本比率の平均水準は、図表 2 のとおりである。

図表 2 資本水準

資本水準	バーゼルⅢ		グループ1		グループ2	
	最低所要水準 (a)	a+資本保全バッファ	現行規制ベース	バーゼルⅢベース	現行規制ベース	バーゼルⅢベース
CET1比率	4.5%	7.0%	10.8%	8.5%	10.9%	9.0%
Tier1比率	6.0%	8.5%	12.0%	8.7%	11.4%	9.5%
総自己資本比率	8.0%	10.5%	14.4%	9.9%	14.7%	11.3%

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

CET1 比率に関しては、グループ 1 の 97%が最低所要水準（4.5%）を、84%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

同じくグループ 2 では、96%が最低所要水準（4.5%）を、83%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

## (2) 規制資本の内訳

グループ 1 およびグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢベースの規制資本、すなわち普通株式等 Tier1 資本（CET1）、その他 Tier1 資本、Tier2 資本の内訳は、図表 3 のとおりである。

図表 3 規制資本の内訳（バーゼルⅢベース）

規制資本	グループ1	グループ2
CET1	86.0%	80.0%
その他Tier1	2.4%	4.2%
Tier2	11.6%	15.9%
計	100%	100%

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET1 の基礎項目（プラス項目）の内訳は、図表 4 のとおりである。

図表 4 CET1 の基礎項目の内訳（バーゼルⅢベース）

CET1の基礎項目	グループ1	グループ2
払込資本	46.7%	42.2%
内部留保	50.3%	51.0%
その他の包括利益累計額	2.2%	5.2%
CET1に係る調整後少数株主持分	0.8%	1.7%
計	100%	100%

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

### (3) 資本不足額

グループ 1 およびグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額の合計は、図表 5 のとおりである。

図表 5 資本不足額

(単位) 10 億ユーロ

	グループ1	グループ2
最低所要水準		
CET1 - 4.5%	3.7	4.8
Tier1 - 6.0%	16.2	1.6
Total - 8.0%	61.8	5
最低所要水準+資本保全バッファ	(※)	
CET1 - 7.0%	208.2	16
Tier1 - 8.5%	198.5	7.3
Total - 10.5%	222.2	12
(※) G-SIBsに対する資本サーチャージに係る資本不足額を含む		

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

### (4) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

グループ 1 およびグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢベースの普通株式等 Tier1 資本 (CET1) は、調整項目（マイナス項目）の控除により、それぞれ（控除前と比して）26.8%、20.1%の縮小がされている。

CET1 の調整項目の内訳は、図表 6 のとおりである。

図表 6 CET1 の調整項目の内訳（バーゼルⅢベース）

(サンプル数)	グループ1 (100)	グループ2 (105)
CET1の調整項目		
のれん	-13.5%	-7.0%
無形固定資産（のれん・MSR（※1）を除く）	-3.3%	-2.2%
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）	-2.5%	-0.6%
他の金融機関等（※2）の普通株式（※3）	-1.7%	-4.7%
MSR（※1）	0.0%	0.0%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.1%	-1.3%
特定項目（※4）に係る15%基準超過額	-1.3%	-1.3%
その他	-3.3%	-3.0%
計	-26.8%	-20.1%

(※1) モーゲージ・サービング・ライツの略。「回収サービス権」（将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第 36 項参照）のうち、住宅ローンに係るものをいう。

(※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行（金融機関）、証券会社および保険会社をいう。

(※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式（資本かさ上げ目的の持合）の全額、少数出資金融機関（議決権割合が 10%以下の他の金融機関等）および議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行（金融機関）の CET1 の 10%を超える部分に相当する額をいう。

(※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の 3 項目をいう。

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### 4. リスク・アセットの変動要因

グループ 1 およびグループ 2 の銀行（金融機関）におけるリスク・アセット（自己資本比率計算における分母）は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ（現行規制ベースと比して）16.1%、8.4%の増加がみられている。

リスク・アセットの変動要因の内訳は、図表 7 のとおりである。

図表 7 リスク・アセットの変動要因の内訳

(サンプル数)		グループ1 (100)	グループ2 (105)
資本の定義	証券化エクスポージャー（※1）	+3.5%	+2.7%
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分（※2）	+2.8%	+2.0%
	その他	-1.6%	-0.1%
信用評価調整（CVA）		+5.5%	+2.4%
カウンターパーティ・リスク（※3）		+1.2%	+0.6%
トレーディング勘定（※4）		+4.7%	+0.7%
計		+16.1%	+8.4%

（※1）低格付け若しくは無格付けの証券化エクスポージャーは、バーゼルⅡでは「50:50 控除」（Tier1 資本から 50%、Tier2 資本から 50%控除）とされていたが、バーゼルⅢでは 1250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。なお、BCBS による説明では言及されていないが、バーゼル 2.5 により、再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げも行われている。

（※2）バーゼルⅢでは、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。

（※3）バーゼルⅢでは、内部格付手法の採用行について、資産規模 1,000 億ドル以上の銀行・証券会社・保険会社等や、金融業を営む者のうちバーゼル規制のような健全性規制が課されていない者（規模は問わない）がカウンターパーティとなる場合、当該エクスポージャーの資産相関係数を 1.25 倍するという見直しがされている<sup>5</sup>。

（※4）バーゼル 2.5 により、トレーディング勘定においては、デフォルト・リスクおよび格付遷移リスクの導入、ストレス VaR の加算、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げ等の見直しがされている<sup>6</sup>。

（出所）BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、信用評価調整（CVA）の導入により受ける影響について回答したグループ 1（85 行）およびグループ 2（74 行）の銀行（金融機関）におけるリスク・アセットは、それぞれ（現行規制ベースと比して）トータルで 6.9%、3.2%の増加がみられている<sup>7</sup>。

CVA 導入によるリスク・アセットの変動のモデル別の内訳は、図表 8 のとおりである。

<sup>5</sup> バーゼルⅢにおける資産相関係数の見直しの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012 年 5 月 24 日]  
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>

<sup>6</sup> バーゼル 2.5 の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「バーゼル 2.5 ー市場リスク対応のための資本が増加」（金本悠希）[2012 年 1 月 13 日]  
 ◆「『バーゼル 2.5』による銀行の情報開示拡充の概要」（金本悠希）[2012 年 2 月 1 日]

<sup>7</sup> CVA の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012 年 5 月 24 日]  
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>

図表8 CVA 導入によるリスク・アセットの変動の内訳（モデル別）

(サンプル数)		グループ1 (85)	グループ2 (74)
信用リスク・アセット (credit RWA)		+8.4%	+3.7%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.9%	+3.7%
	先進的リスク測定方式	+3.5%	0.0%
総リスク・アセット (total RWA) (※)		+6.9%	+3.2%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.0%	+3.2%
	先進的リスク測定方式	+2.9%	0.0%

(※) 総リスク・アセット=信用リスク・アセット+マーケット・リスク×12.5+オペレーショナル・リスク×12.5  
(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 5. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率（資本／総資産）<sup>8</sup>を、「3%以上」（Tier1 資本ベース）としている。

グループ 1 およびグループ 2 の銀行（金融機関）におけるレバレッジ比率の平均は、図表 9 のとおりである。

図表9 レバレッジ比率（平均）

	グループ1	グループ2	全体平均
レバレッジ比率	3.7%	4.4%	3.8%

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、49 の銀行（金融機関）がレバレッジ比率 3%に満たないことが判明している。その内訳は、グループ 1 が 26、グループ 2 が 23 である。

## 6. 流動性規制

### (1) 流動性カバレッジ比率 (LCR)

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率 (LCR)（適格流動資産／30 日間のストレス期間に必要なとなる流動性）を、「100%以上」としている（2015 年から 2019 年にかけて段階的に実施）。

今回のモニタリング結果では、過去 2 回のケースと異なり、LCR に関する対応状況は報告されていない。

というのは、BCBSは、2013 年 1 月 7 日に、LCRの改訂版を公表しており<sup>9</sup>、2012 年 6 月 30 日

<sup>8</sup> ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率 3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ 33 倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

<sup>9</sup> LCR の改訂版の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）」（鈴木利光）[2013 年 3 月 18 日]

を基準日とする今回のモニタリングではこの改訂版に基づくデータを入手することができないためである（次回のモニタリング以降より結果報告を再開）。

もともと、BCBS議長のステファン・インゲベス氏は、2013年1月24日に行った講演にて、LCRの改訂により、世界最大手銀行約200行の平均LCRが、2010年12月公表のオリジナルのLCRテキストで換算した場合の100%強から、125%前後に上昇している旨述べている（2012年6月末時点のデータに基づく）<sup>10</sup>。

## (2) 安定調達比率（NSFR）

バーゼルⅢは、安定調達比率（NSFR）（安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）／所要安定調達額（資産×流動性に応じたヘアカット））を、「100%超」としている（導入は2018年から）。

グループ1およびグループ2の銀行（金融機関）におけるNSFRの平均は、図表10のとおりである。

図表10 NSFR（平均）

（サンプル数）	グループ1 （101）	グループ2 （108）
NSFR	99%	100%

（出所）BCBS資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、209のモニタリング対象のうち、51%がすでにNSFR100%超をクリアしている。

## 7. おわりに

以上が、BCBSによる「2012年6月30日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」の概要である。

全体として、前回のモニタリング結果（2011年12月31日時点）からの改善が見られており、とりわけCET1の資本不足額は大幅に減少している。具体的には、グループ1の銀行（金融機関）において、最低所要水準（4.5%）に対する資本不足額、そして最低所要水準および資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が、それぞれ前回から68.7%、45.8%も減少している。

今回のモニタリング結果から、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318\\_006942.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

<sup>10</sup> BCBSウェブサイト参照 <http://www.bis.org/review/r130124a.pdf>



立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET1比率7.0%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）、ひいては総自己資本比率10.5%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ1およびグループ2の銀行（金融機関）の双方において、CET1が規制資本の8割以上を占めているところ（図表3参照）、内部留保がCET1の過半を占めているためである（図表4参照）。

以上